

横芝光町農業委員会10月第6回定例総会議事録

1. 開催日時 令和4年10月5日(水) 午後4時～午後4時30分

2. 開催場所 横芝光町役場 第3会議室

3. 出席委員 (12名)

会 長	4 番	伊藤 靖雄		
会長職務代理者	8 番	伊藤 博明		
委 員	1 番	小川 文彦	2 番	川島 理昭
	3 番	永野 邦子	5 番	伊藤 直樹
	6 番	花澤 成晃	7 番	向後 隆輝
	9 番	鈴木 茂樹	10 番	下高原 美津子
	11 番	伊藤 裕児	12 番	秋葉 芳明

4. 欠席委員 なし

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	加瀬淳一
主幹兼農政班長	林 栄

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員及び会議書記指名の件

日程第2 議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請に対する許可否決定について

日程第3 議案第2号

農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について

日程第4 議案第3号

令和4年度第1回農用地利用配分計画(案)の意見について

7. 会議の概要

事務局	これより、令和4年10月第6回農業委員会定例総会を開会します。 はじめに伊藤会長よりご挨拶を申し上げます。
会 長	(伊藤会長挨拶)
事務局	ありがとうございました。 続きまして、ご多用のところご臨席をいただきました山田副町長から、ご挨拶をいただきます。
副町長	(山田副町長挨拶)
事務局	ありがとうございました。山田副町長におかれましては、公務のため、ここで退席となります。 本日の出席委員は、全員です。過半数が出席していますので、会議規則第6条の規定により、本総会は成立しております。 それでは、会議規則第4条の規定により、以後の議事進行につきましては、伊藤会長に議長をお願いいたします。
議 長	それでは議長を務めさせていただきます。 これより議事に入ります。 日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。会議規則第13条第2項の規定により、議長が指名することで、ご異議ございませんか。 (異議なしの声) 異議なしの声がありましたので、指名します。 2番 川島理昭委員、7番 向後隆輝委員、お二人をお願いいたします。 なお、会議書記には、事務局の林 主幹 を指名いたします。
事務局	日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否決定について上程します。事務局に議案の朗読並びに説明をお願いします。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許否決定について 農地法第3条による許可申請書が提出されたので、本会の議決を求め

る。

令和4年10月5日提出 横芝光町農業委員長 伊藤 靖雄

議案書、次のページをご覧ください。

今回の3条の許可申請は、13件です。

なお、譲受人と譲渡人はそれぞれ資料に記載のとおりです。

申請地①から⑬の位置図を添付していますので併せてご覧ください。

1件目の申請地は、宮川 字 入表の田1筆 1, 253㎡です。高齢により経営規模を縮小したい譲渡人から、経営規模拡大を目指す譲受人へ売買により所有権移転しようとするものです。

続きまして、2件目と3件目は譲渡人と譲受人を同じとする申請です。

2件目の申請地は、木戸 字 二十八割の田4筆、1, 959㎡です。

町外に居住し、高齢により経営規模を縮小したい譲渡人から、経営規模拡大を目指す譲受人へ売買により所有権移転しようとするものです。

3件目の申請地は、屋形 字 宮田の田1筆、4, 037㎡です。町外に居住し高齢により経営規模を縮小したい譲渡人から、経営規模拡大を目指す譲受人へ賃借権を設定しようとするものです。

譲渡人と譲受人は親類関係にあります。これまで2件目と3件目の農地の耕作を所有者に代わって行っていたそうですが、今回、農地を取得し経営規模を拡大したい譲受人へ売り渡すものです。

本件により譲受人は許可要件の1つである権利取得後の農地面積50アール以上を満たします。

続きまして、4件目から13件目までは譲受人を同じとする申請です。

4件目の申請地は、母子 字 横割の田2筆、2, 042㎡で、町外に居住し、経営規模を縮小したいためということです。

5件目の申請地は同字の田1筆、14㎡で、面積が狭小で耕作ができないため譲り渡したいということです。

6件目の申請地は同字の田1筆、196㎡で、町外に居住し、遠距離で耕作が困難なため譲り渡したいということです。

7件目の申請地は同字の田1筆、1, 021㎡で、畜産経営に専念するため経営規模を縮小したいというものです。

8件目の申請地は母子 字 菱木、字 横割の田6筆、4, 919㎡で、

経営規模を縮小したいため譲り渡したいということです。

9件目の申請地は同字の田3筆、2, 233㎡で、経営規模を縮小したいため譲り渡したいということです。

10件目の申請地は同字の田1筆、559㎡で、身体的な理由により耕作が困難なためということです。

11件目の申請地は同字の田2筆、449㎡で、同じく身体的な理由により耕作が困難なためということです。

12件目の申請地は母子 字 台方の田1筆、545㎡で、経営規模を縮小したいためです。

13件目の申請地は同字の田2筆、1, 979㎡で、経営規模を縮小したいためです。

各案件それぞれの理由により譲渡人は、経営規模拡大を目指す譲受人へ売買により所有権移転しようとするものです。

申請のありました件につきましては、譲受人の、機械保有、労働力、営農状況などから3条許可基準に適合していると考えます。

以上、議案第1号の説明とさせていただきます。

議長 ただいま、議案第1号の朗読並びに説明が終わりました。

1件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

7番 7番向後です。高齢のため経営規模を縮小したい譲渡人から、規模拡大を目指す譲受人へ、売買により所有権移転をするものです。

許可後は水稻の作付を予定しています。よろしくお願いします。

議長 説明が終わりましたので、1件目の案件について、質疑を許します。

質疑のある方は挙手の上発言をお願いします。

(質疑なし)

質疑無いようですので、質疑を終了し、1件目の案件について採決をします。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって1件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

続いて2件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

5 番 5番伊藤です。この件は、町外に居住し、高齢のため規模縮小をしたい譲渡人から、親戚である譲受人へ、売買により所有権移転をするものです。許可後は水稻の作付を予定しています。よろしくお願いします。

議 長 説明が終わりましたので、2件目の案件について、質疑を許します。
(質疑なし)
質疑がありませんので、質疑を終了し2件目の案件について採決をします。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)

全員賛成、よって2件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

続いて3件目の案件について、担当委員の説明を求めます。

8 番 8番伊藤です。この件は、譲渡人が町外に居住し、高齢で規模縮小をしたいため、親戚である譲受人との間で、賃借権の設定をしようとするものです。許可後は水稻の作付を予定しています。本件については、農地利用最適化推進員である海保委員も確認しております。よろしくお願いします。

議 長 説明が終わりましたので、3件目の案件について、質疑を許します。
(質疑なし)
質疑がありませんので、質疑を終了し3件目の案件について採決をします。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)

全員賛成、よって3件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

続いて4件目から13件目の案件について、譲受人が同一であるため、一括で担当委員の説明を求めます。

2 番 2番川島です。案件4件目から13件目まで、同じ譲受人であり、譲渡人については10件あります。
案件4は、町外に居住し、経営規模縮小をしたいためです。
案件5は、申請地が狭小で、耕作が困難であるためです。

案件6は、遠距離で耕作が困難であるためです。

案件7は、畜産経営に専念するため、水稻経営規模縮小をしたいためです。

案件8及び9は、経営規模縮小をしたいためです。

案件10及び11は、身体的な理由により耕作が困難であるためです。

案件12及び13は、経営規模縮小をしたいためです。

すべて経営規模の拡大をしたい譲受人へ売買による所有権移転をするものです。

許可後は、水稻の作付を予定していますが、国道沿いの一部については、水はけが悪いため、客土をして畑として利用する予定です。よろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりましたので、この案件について、質疑を許します。

(質疑なし)

質疑がありませんので、質疑を終了し4件目から13件目の案件について採決をします。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって4件目から13件目の案件については、原案のとおり決定いたしました。

議長

日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について上程します。

事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する県への意見について

農地法第5条による許可申請書が提出されたので本会の意見を求める。
令和4年10月5日提出 横芝光町農業委員長 伊藤 靖雄

今回の5条の許可申請は、2件です。

なお、譲受人と譲渡人はそれぞれ資料に記載のとおりです。

申請1件目と2件目は同一事業で、工場設置に伴う進入路の整備のため、転用を伴う賃借権の設定をするものです。

申請1件目の土地は、木戸 字 二十八割の田、115㎡のうち9.02㎡です。

申請2件目の土地は、同字の田、2,034㎡のうち270.58㎡です。

申請地①②と記載の位置図、公図、土地利用計画図を添付していますので併せてご覧ください。

申請地は木戸浜交差点の北西約70mの位置にあります。

譲受人は県外で機械工具の製造などを行う法人で、新分野への事業展開として剪定枝を原料としたおが粉およびおが粉を使用した木質ペレットの製造を行う工場新設を計画しています。これに伴い、幹線道路からの既存進入路が狭いため、拡幅を行うべく転用しようとするものです。

申請地は保水性が低く生産性の高くない孤立した第2種農地で、他に適した土地がない場合には転用許可が見込まれます。

敷地は山砂による盛土後、アスファルト舗装を施します。雨水は集水桝により集め、工場用地北側水路に放流します。法面部分には種子を吹き付けて保護し、土砂の流出を防止します。

申請地は土地改良区域から除外の手続きがされております。

なお、隣接農地はありますが、所有者が千葉地方法務局匝瑳支局へ現況による地目変更申請を行う予定であり、農地以外の地目にするとのことです。

用悪水路敷への盛土については法定外公共物土木工事許可を得ています。道路部分工事については千葉県山武警察署と協議済であります。

工事期間は令和4年11月1日から令和5年1月20日までを予定しています。

整地費及び建設費は、自己資金、金融機関からの融資、補助金により賄う予定であります。金融機関からの残高証明書、融資提案、独立行政法人中小企業基盤整備機構から中小企業等事業再構築促進事業補助金の補助金交付決定などにより必要な事業費が調達できる見込みであることを確認しています。

以上、議案第2号の説明とさせていただきます。

議 長

ただいま、議案第2号の朗読並びに説明が終わりました。

1件目と2件目の案件について、同一事業ですので、一括して担当委員

の説明を求めます。

5 番 5 番 伊藤です。本件は、工場の操業に必要な道路の拡幅であり、土地改良区域から除外済となっているため、問題はありません。近隣住民、水田耕作者にも説明済みであります。よろしく申し上げます。

議 長 説明が終わりましたので、1件目と2件目の案件について、一括して質疑を許します。

(質疑なし)

質疑がありませんので、異議なしとして質疑を終了し、1件目と2件目の案件について一括して採決します。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

全員賛成、よって1件目と2件目の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します。

議 長 日程第4 議案第3号 令和4年度 第1回農用地利用配分計画(案)の意見について上程します。

事務局に、議案の朗読並びに説明をお願いします。

事務局 議案第3号 令和4年度第1回農用地利用配分計画(案)の意見について

農地中間管理事業の推進に関する法律 第19条第3項の規定により令和4年度第1回農用地利用配分計画(案)が提出されたので、本会の議決を求める。

令和4年10月5日提出 横芝光町農業委員長 伊藤 靖雄

次のページをご覧ください。

農用地利用配分計画は、農地中間管理事業による手続きの一つであり、今回は耕作者の都合により合意解約された農地を、別の担い手へ再配分しようとするものです。

次のページからは、配分先となる経営体の農用地利用配分計画(案)を添付しています。

	<p>対象となる農地は、谷台 字 西耕地、東耕地の田 1 1 筆、計 9, 6 6 1 m²で存続期間は令和 8 年 1 月 3 1 日までとなります。</p> <p>以上、議案第 3 号の説明とさせていただきます。</p>
議 長	<p>ただいま、議案第 3 号の朗読並びに説明が終わりました。</p> <p>それでは農用地利用配分計画（案）について、質疑を許します。</p> <p>（質疑なし）</p> <p>質疑ありませんので質疑を終了し、この案件について採決をします。原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>全員賛成。よって、農地利用配分計画については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>以上で 提案されました議案の審議はすべて終了しました。</p> <p>慎重審議ご苦労様でした。</p>
事務局	<p>以上をもちまして、令和4年10月第6回農業委員会定例総会を閉会します。</p>